

別表第二

一〇五 (略)

六 機械・金属関係(十七職種三十四作業)

七・八 (略)	金属熱処理業	(略)		職種	作業
		アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜き加工作業		
		仕上げ作業	引抜き加工作業		
		全体熱処理作業			
		表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)作業			
		部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)作業			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○法 務 省 令 第 五 号
厚 生 勞 働 省 令 第 五 号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八條第二項第六号及び第九條第二号(同法第十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法律第八十九号)第八條第二項第六号及び第九條第二号(同法第十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように改正する。

法務大臣 小泉 龍司
厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

別表第一

一〇五の二 (略)

別表第二

一〇五 (略)

六 機械・金属関係(十六職種三十一作業)

七・八 (略)	(新設)	(略)		職種	作業
		アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜き加工作業		
		仕上げ作業	引抜き加工作業		

改 正 前

別表第一

一〇五の二 (略)

六 その他(十三職種二十作業)

職 種	(略)	
	走 行 装 置 検 修 ・ 解 ぎ 装 作 業	鉄 道 車 両 整 備 技 能 実 習 評 価 試 験
作 業	装 作 業	一 般 社 団 法 人 日 本 鉄 道 車 両 機 械 技 術 協 会
試 験	空 気 装 置 検 修 ・ 解 ぎ 装 作 業	一 般 社 団 法 人 日 本 鉄 道 車 両 機 械 技 術 協 会
試 験 実 施 者	木 材 加 工 技 能 実 習 評 価 試 験	一 般 社 団 法 人 全 国 木 材 組 合 連 合 会
機 械 製 材 作 業	木 材 加 工	

別表第二

一〜六 (略)

七 その他(二十二職種三十八作業)

職 種	(略)	
	走 行 装 置 検 修 ・ 解 ぎ 装 作 業	鉄 道 車 両 整 備
作 業	空 気 装 置 検 修 ・ 解 ぎ 装 作 業	一 般 社 団 法 人 日 本 鉄 道 車 両 機 械 技 術 協 会
機 械 製 材 作 業	木 材 加 工	

六 その他(十二職種十九作業)

職 種	(略)	
	走 行 装 置 検 修 ・ 解 ぎ 装 作 業	鉄 道 車 両 整 備 技 能 実 習 評 価 試 験
作 業	装 作 業	一 般 社 団 法 人 日 本 鉄 道 車 両 機 械 技 術 協 会
試 験	空 気 装 置 検 修 ・ 解 ぎ 装 作 業	一 般 社 団 法 人 日 本 鉄 道 車 両 機 械 技 術 協 会
試 験 実 施 者	(新設)	

別表第二

一〜六 (略)

七 その他(二十職種三十七作業)

職 種	(略)	
	走 行 装 置 検 修 ・ 解 ぎ 装 作 業	鉄 道 車 両 整 備
作 業	空 気 装 置 検 修 ・ 解 ぎ 装 作 業	一 般 社 団 法 人 日 本 鉄 道 車 両 機 械 技 術 協 会
(新設)		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十四号

予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第六十六条第一項及び第四百三十三条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)第三十九条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一